

令和元年草加市議会 6 月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第 4 8 号議案 令和元年度草加市一般会計補正予算（第 2 号）
第 4 9 号議案 令和元年度草加市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 5 0 号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について
第 5 1 号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
第 5 2 号議案 草加市森林環境譲与税基金条例の制定について
第 5 3 号議案 草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第 5 4 号議案 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例の一部を改正する条例の制定について
第 5 5 号議案 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 5 6 号議案 橋りょう耐震化補強工事（槐戸橋）請負契約の締結について
第 5 7 号議案 川柳中学校 B - 1 棟大規模改造工事（建築工事）請負契約の締結について
第 5 8 号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて
第 5 9 号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて
第 6 0 号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

【報告】

- 第 8 号報告 平成 3 0 年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について
第 9 号報告 平成 3 0 年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 1 0 号報告 平成 3 0 年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 1 1 号報告 平成 3 0 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 1 2 号報告 平成 3 0 年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
第 1 3 号報告 平成 3 0 年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 1 4 号報告 平成 3 0 事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について
第 1 5 号報告 平成 3 0 年度公益財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について
第 1 6 号報告 平成 3 0 年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について

【請願】

- 請願第 2 号 草加市におけるパートナーシップの公的認証および性的少数者に関する諸問題への取り組みに関する請願書

議 案

第 4 8 号議案 令和元年度草加市一般会計補正予算（第 2 号）

補正前の歳入・歳出予算額 79,318,246千円

※会計年度の表記については、平成31年度予算を令和元年度予算として記載しております。

歳入・歳出補正予算額 615,229千円

補正後の歳入・歳出予算額 79,933,475千円

補正予算の主な内容

歳 入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものです。 (千円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
2 地方譲与税	9,475	森林環境譲与税	9,475
9 地方特例交付金	186,559	子ども・子育て支援臨時交付金	186,559
12 分担金及び負担金	△ 281,265	①保育園入園者負担金	△ 281,265
14 国庫支出金	456,416	②母子家庭等対策総合支援事業費補助金	6,800
		③幼稚園就園奨励費補助金	△ 67,246
		④子どものための教育・保育給付交付金	154,319
		⑤子ども・子育て支援交付金(保育課)	5,148
		⑥子育てのための施設等利用給付交付金	308,273
		⑦子ども・子育て支援事業費補助金	28,703
		⑧プレミアム付商品券事業交付金	20,419
		15 県支出金	215,217
⑩子育てのための施設等利用給付交付金	154,136		
⑪実費徴収に係る補足給付事業費補助金	5,148		
⑫子どものための教育・保育給付交付金	77,158		
18 繰入金	16,227	財政調整基金繰入金	16,227
20 諸収入	12,600	⑬プレミアム付商品券販売代(商品券事業室)	12,600
合 計	615,229		

歳出

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
2 総務費	15,854	・政策形成事業[総合政策課]		9,475
		・オリンピック・パラリンピック事業[スポーツ振興課]		6,379
3 民生費	543,431	・人件費(児童福祉)[職員課](財源振替)	①	0
		・介護保険特別会計繰出金[介護保険課]		756
		・幼稚園就園奨励推進事業[保育課]	③④⑤⑥ ⑦⑨⑩⑪ ⑫	388,038
		・ひとり親家庭等支援事業[子育て支援課]	②	6,800
		・公立保育園運営事業[保育課]	①⑦	21,003
		・民間保育推進事業[保育課]	①④⑥⑩ ⑫	126,834
4 衛生費	22,925	・予防接種事業[健康づくり課]		22,925
7 商工費	33,019	・プレミアム付商品券事業[商品券事業室]	⑧⑬	33,019
合 計	615,229			

第49号議案 令和元年度草加市介護保険特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額 15,227,689千円

歳入・歳出補正予算額 756千円

補正後の歳入・歳出予算額 15,228,445千円

補正予算の主な内容

歳入

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	
7 繰入金	756	一般会計繰入金	756
合 計	756		

歳出

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
1 総務費	756	一般管理費(介護保険一般事務)		756
合 計	756			

第50号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の非課税措置の対象の追加並びに軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の新設及び種別割の税率の特例の見直しを行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 個人市民税の非課税措置の対象の追加

児童扶養手当の支給を受けており、かつ、前年の合計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者（ひとり親）を、個人の市民税の非課税措置の対象に加えます。

非課税措置の対象

障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫（いずれも前年合計所得金額が135万円以下）

↑

追 加 児童扶養手当の支給を受けている児童（※）の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者（※）又は配偶者の生死の明らかでない者（前年合計所得金額が135万円以下）

（※）児童

父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの

（※）婚姻をしていない者

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は、非課税措置の対象外

(2) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の新設及び種別割の税率の特例の見直し

ア 環境性能割の税率の臨時的軽減措置の新設

消費税率の引上げに伴う臨時的な軽減措置として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用軽自動車の環境性能割（※）の税率を1%軽減します。

（※）環境性能割

令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、3輪以上の軽自動車の新規取得時に環境性能に応じて税率が決定されるもの

軽減前税率	→ 臨時的軽減措置
非課税	非課税（変更なし）
1%	非課税
2%	1%

イ 種別割の税率の特例の見直し

環境性能割の導入を契機に、種別割の特例である軽課（グリーン化特例）について、現行の特例措置を2年延長（令和元年度まで→令和3年度まで）した上で、令和4年度及び令和5年度は、対象を自家用軽自動車の電気自動車等に限定する段階的改正を行います。

- ・令和2年度及び令和3年度（現行の特例措置と同様）

乗用車（自家用・営業用）

区 分	税 率
電気自動車・天然ガス自動車	概ね75%軽減
令和2年度燃費基準+30%達成	概ね50%軽減
令和2年度燃費基準+10%達成	概ね25%軽減

貨物車（自家用・営業用）

区 分	税 率
電気自動車・天然ガス自動車	概ね75%軽減
平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減
平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減

- ・令和4年度及び令和5年度（特例措置の縮減）

自家用乗用車

区 分	税 率
電気自動車・天然ガス自動車	概ね75%軽減

【影響額】 年間約296万円の増収（平成30年度当初課税額から算出）

(3) その他

条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

令和元年10月1日から施行します。ただし、次に掲げるものについては、当該期日から施行します。

ア 非課税措置の対象の追加 令和3年1月1日

イ 種別割の税率の特例措置の縮減 令和3年4月1日

ウ 所要の整備のうち申告書等の整備 令和2年1月1日

第51号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

建築基準法の一部改正に伴い、用途地域における建築物の規制（用途規制）の適用除外に係る手続が省略される場合及び用途変更に係る制限が緩和される場合の審査手数料の新設等を行うとともに、消費税率の引上げに鑑み、長期優良住宅建築等計画等の認定審査において構造計算適合性判定を要する場合の審査手数料の見直しを行うものです。

2 内容

(1) 用途規制の適用除外手続が省略される場合の審査手数料の新設

次のとおり許可手続の一部が省略される場合における審査手数料を新設します。

許可の区分	許可申請後の手続		手数料
	公聴会	建築審査会	
用途規制の適用除外の許可（既存）	必要	必要	180,000円
過去に適用除外の許可の実績がある建築物の増築・改築・移転（新設）	不要	不要	120,000円
日常生活に必要な建築物で、騒音や振動の発生等による住居の環境悪化を防止するための措置が講じられているもの（※）（新設）	必要	不要	140,000円

（※）例 第一種低層住居専用地域にコンビニエンスストアや、第一種住居地域等に自動車修理工場、第一種中高層住居専用地域に学校給食センターを建築する場合において、騒音・交通・営業時間等の基準に適合する場合

(2) 用途変更の制限が緩和される場合の審査手数料の新設等

ア 既存建築物の用途変更の工事を分割して行う場合、改修工事の計画（全体計画）を認定することにより段階的・計画的な改修が可能となるため、次の審査手数料の新設等を行います。

区分	手数料
用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査（新設）	27,000円
全体計画及び用途の変更に伴う工事に係る全体計画の変更の認定の申請に対する審査（既存手数料に項目追加）	27,000円
全体計画の認定の申請に対する審査（既存手数料の名称を変更）	27,000円

イ 既存建築物を用途変更し一時的に他の用途とする場合、新築の仮設許可と同様に一部の規定を緩和することが可能となるため、次の審査手数料の新設等を行います。

区分	手数料
用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査（新設）	120,000円
用途を変更して特別興行場等（※）とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査（新設）	160,000円

（※）特別興行場等

国際的な規模の会議、競技会の用に供する等の理由により、1年を超えて使用する興行場等

(3) 構造計算適合性判定を要する場合の審査手数料の見直し

計画等（※）の認定の申請に対する審査において構造計算適合性判定を要する場合には、市から判定機関へ委託する必要があるため、当該委託料に係る消費税相当額の増加に鑑み、次のとおり審査手数料を見直します。

床面積の合計	現行	改正後	増減額
	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの		
1,000㎡以内のもの	118,560円	120,700円	2,140円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	147,720円	150,400円	2,680円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	161,760円	164,700円	2,940円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	204,960円	208,700円	3,740円
50,000㎡を超えるもの	347,520円	353,900円	6,380円

床面積の合計	現行	改正後	増減額
	構造計算が大臣認定プログラム以外の方法によって行われたもの		
1,000㎡以内のもの	171,480円	174,600円	3,120円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	228,720円	232,900円	4,180円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	262,200円	267,000円	4,800円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	346,440円	352,800円	6,360円
50,000㎡を超えるもの	636,960円	648,700円	11,740円

(※) 計画等

長期優良住宅建築等計画・低炭素建築物新築等計画・特定建築物の建築等及び維持保全の計画・建築物エネルギー消費性能向上計画

3 施行期日

(1) 用途規制の適用除外手続が省略される場合及び用途変更の制限が緩和される場合の審査手数料の新設等

建築基準法の一部を改正する法律の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

(2) 構造計算適合性判定を要する場合の審査手数料の見直し

令和元年10月1日から施行します。

第52号議案 草加市森林環境譲与税基金条例の制定について

1 目的

森林環境譲与税を木材利用の促進、普及啓発等に関する事業に活用する資金として積み立てるため、基金を設置するものです。

2 内容

(1) 基金の積立て

基金として積み立てる金額は、予算で定めるものとします。

(2) 基金の処分

基金は、木材利用の促進、普及啓発等を目的とする事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができるものとします。

3 施行期日

公布の日から施行します。

第53号議案 草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修（※）の実施主体を追加するものです。

2 内容

放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に「指定都市の長」を追加します。

放課後児童支援員認定 資格研修実施主体	改正前	改正後
	都道府県知事	都道府県知事・ <u>指定都市の長</u>

（※）放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員は、放課後児童健全育成事業者が配置しなければならない放課後児童クラブの従事者で、厚生労働省令に従い市町村が条例で定める資格要件のいずれかを満たし、研修を修了したものでなければならず、放課後児童支援員認定資格研修とは、当該研修のことをいいます。

3 施行期日

公布の日から施行します。

第54号議案 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

工業標準化法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

工業標準化法の一部改正により、「日本工業規格（J I S）」の名称が「日本産業規格（J I S）」に改められたことに伴い、条文中の当該名称を改めます。

3 施行期日

令和元年7月1日から施行します。

第55号議案 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

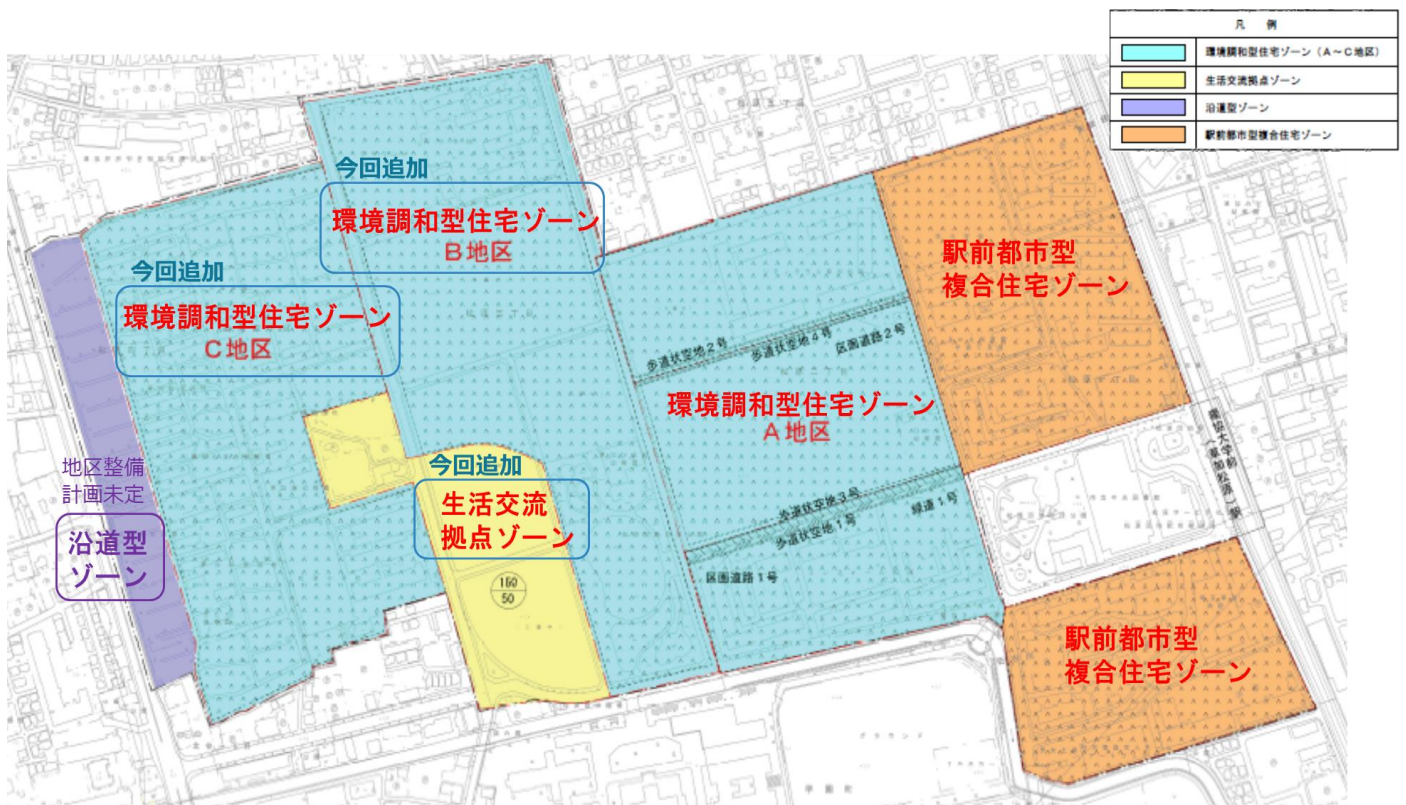
1 目的

適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、松原団地駅西側地区地区計画区域のうち環境調和型住宅ゾーンの一部及び生活交流拠点ゾーンにおいて地区整備計画を定めた区域を本条例の適用区域に加え、建築物の用途等に関する制限を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 適用区域

松原団地駅西側地区地区計画区域のうち地区整備計画が定められた環境調和型住宅ゾーンの一部（B地区及びC地区）並びに生活交流拠点ゾーン（次の図を参照）を追加



(2) 地区整備計画区域内における制限

地区整備計画区域内の建築物は、次の制限を受けます。

ア 用途の制限 それぞれの地区において、次の建築物は建築できません。

環境調和型住宅ゾーン (B地区)	環境調和型住宅ゾーン (C地区)	生活交流拠点ゾーン
1. 単独車庫（建築物に附属する自動車車庫を除く。）	1. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 2. 単独車庫（建築物に附属する自動車車庫を除く。）	1. 一戸建ての住宅 2. 住宅で事務所、店舗等を兼ねるもの 3. 単独車庫（建築物に附属する自動車車庫を除く。） 4. ホテル・旅館、自動車教習所、畜舎 5. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場など

イ 建築物等の容積率及び建蔽率の制限 生活交流拠点ゾーンにおいては、容積率150%以下、建蔽率50%以下とします。（角地緩和あり）

ウ 敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度
それぞれの地区において、次のとおりとします。

	環境調和型住宅ゾーン (B地区)	環境調和型住宅ゾーン (C地区)	生活交流拠点ゾーン
敷地面積の最低限度	1,000㎡以上かつ共同住宅の用途に供する建築物にあっては、住戸数に38㎡を乗じた面積を超えるものとします。（例外あり）	一戸建ての住宅及び児童福祉施設等その他これらに類する建築物にあっては、130㎡以上とします。（例外あり）	—
壁面の位置の制限	共同住宅においては、建築物の壁面又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は2m以上、敷地境界までの距離は1mであることとします。 住宅、兼用住宅、学校、児童福祉施設等については、上記道路の境界線までは1m以上、敷地境界までの距離は0.5m以上とします。（例外あり）	外壁面から道路の境界線までの後退距離は1m以上、隣地の境界線までの後退距離は0.5m以上であることとします。（例外あり）	—
建築物の高さの最高限度	30m以下	10m以下（例外あり）	25m以下

3 施行期日

公布の日から施行します。

第56号議案 橋りょう耐震化補強工事（^{さいかちど}槐戸橋）請負契約の締結について

1 目的

地震による被害の低減を図るため、最新の耐震設計基準に鑑み槐戸橋の耐震補強を行うに当たり必要となる本工事の請負契約を締結しようとするものです。

2 契約方法：一般競争入札

3 契約の金額：289,080,000円

4 契約の相手方：ナガヤス・井坂特定建設工事共同企業体

代表構成員 埼玉県草加市青柳八丁目57番43号

ナガヤス工業株式会社

代表取締役 大根田 長 政

構 成 員 埼玉県草加市八幡町1051番地3

井坂興業株式会社

代表取締役 井 坂 和 之

5 工事概要

(1) 工事場所

草加市 旭町一丁目、八幡町地内

(2) 工事内容

ア セン断ストッパー設置 48基

イ 衝撃チェーン設置 48基

ウ 歩道切下げ及び舗装工 1式

6 工期：本契約締結の日から令和3年3月31日まで

7 入札：公告年月日 平成31年4月19日

入札日時：令和元年5月21日（火）午前11時

第57号議案 川柳中学校B-1棟大規模改造工事（建築工事）請負契約の締結について

1 目的

川柳中学校における安全で快適な教育環境の充実を図るため、経年劣化した校舎の大規模改造を行うに当たり必要となる本工事の請負契約を締結しようとするものです。

2 契約方法：一般競争入札

3 契約の金額：225,500,000円

4 契約の相手方：埼玉県草加市瀬崎三丁目30番1号

富士建設工業株式会社

代表取締役 並 木 守

5 工事概要

(1) 工事場所

草加市青柳七丁目35番1号

(2) 工事内容

ア 外壁塗装・ひび割れ及び欠損部補修

イ 屋上防水

ウ ヘリサイン新設

エ 教室内及び廊下改修

オ 内部階段改修

カ トイレの改修

キ 昇降口の改修

ク 建具の改修

6 工期：本契約締結の日から令和元年12月9日まで

7 入札：公告年月日 平成31年4月19日

入札日時：令和元年5月21日（火）午前11時20分

第58号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

不当要求行為等・公益通報委員会委員柳重雄氏は、令和元年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第3条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第59号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

不当要求行為等・公益通報委員会委員菅沼博文氏は、令和元年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第3条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第60号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

不当要求行為等・公益通報委員会委員大木健司氏は、令和元年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第3条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

報 告

第8号報告 平成30年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について

第9号報告 平成30年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第10号報告 平成30年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第11号報告 平成30年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第12号報告 平成29年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

第13号報告 平成29年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第14号報告 平成30事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について

第15号報告 平成30年度公益財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について

第16号報告 平成30年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について